

## 理由

近年における農薬の流通の多様化の状況等にかんがみ、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用を図るため、農林水産大臣の登録を受けていない農薬の製造、加工及び輸入並びに使用を禁止するとともに、輸入の媒介を行う者が農薬の有効成分の含有量等に関して虚偽の宣伝をすることを禁止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。